

# 中国「国家知的財産権戦略綱要」 の概要と今後の課題

## A brief overview of the Outline of Strategy of Chinese Intellectual Property Rights and its Future Issues



李 明 德\*  
Mingde LI



白 洲 一 新\*\*  
Isshin SHIRASU

抄録 中国政府は2008年4月9日に中国初の「国家知的財産権戦略綱要」を批准し、そしてそれを2008年6月5日に公表した。本稿は知的財産権の法制度の角度から国家知的財産権戦略綱要の概略を紹介する。

### 1. はじめに

中国国務院は2004年末に国家知的財産権戦略綱要の制定に正式に乗り出した。それに応じて、国務院に所属する28の部<sup>1</sup>及び委員会に加え、中国科学院、中国工程院、中国社会科学院、最高人民法院及び最高人民検察院は、計20の重点課題に関して十分な検討を重ね、その結果を基に「国家知的財産権戦略綱要」を起案した。国務院は2008年4月9日に前記「国家知的財産権戦略綱要」の内容を批准して2008年6月5日に公表し、各地方政府に対しその内容の徹底的な実施を求めた<sup>2</sup>。

国家知的財産権戦略綱要の制定及び実施は、中国の経済発展の過程におけるマイルストーンである。中国は1978年に改革開放政策を実施して以来、経済発展において目を見張る成長を成し遂げた。それと同時に、産業構造の急激的な変化への対応、集約型の労働体制からの脱出、自然資源の消費による発展モデルの変更、国家の核心競争力の増強

などのような、中国の経済発展において解決に急を要する問題も出てきた。前記問題の解決のために、中国の経済はより多くの知的労働によるイノベーションの成果に頼り、創新型的国家を建設し、経済の持続的な発展を達成させることが必要である。これは市場経済の主体である企業経営者に対して、積極的な技術革新の推進、文化作品の創作の促進、商標及び商号の使用を求めるものである。

国家知的財産権戦略綱要(以下「綱要」<sup>3</sup>とする)によれば、綱要を制定する目的は、中国の知的財産権の創出、利用、保護及び管理能力の向上にある<sup>4</sup>。その目的に従えば、中国の知的財産戦略の重点は知的財産権の創出及び利用に置かれているこ

\* 中国社会科学院知的財産権センター 主任 教授  
Intellectual Property Center, China Academy of Social Sciences, Director, Professor

\*\* ウィルジェンス特許業務法人 日本国弁理士  
Willigence IPR Firm, Patent Attorney

となる。まず、知的財産権の創出とは作品の創出、技術開発、及び商標商号の活用を通じて独自の知的財産権の取得により企業競争力を大幅な増強することである。次いで知的財産権の利用とは、たとえば作品、特許技術、企業秘密及び商標・商号等の知的財産権に属する知的労働成果を社会生産力に転換することによって国家全体の経済実力の向上を図ることである。次いで知的財産権の保護とは、行政執行及び司法執行を含む法の執行体制をさらに改善し、各種知的財産権を効果的に保護することである。最後に知的財産権の管理とは、政府の行政機関及び企業のマネジメントを通じて、知的財産権の取得、利用及び保護を最大限に実現させることである。ここで注目すべきは、知的財産権の管理を戦略の1つの柱としていることである。これは、中国知的財産権戦略の特徴であり、中国社会が管理、特に行政による管理を重視していることの現れである。

以下、本文は知的財産権の法制度の角度から「綱要」の概要と今後の課題について紹介する。

## 2. 知的財産権の客体

日本の知的財産戦略大綱と異なっているのは、綱要で定めている知的財産権の定義にある。綱要でいう知的財産権とは、世界共通とされている著作権、専利（特許、実用新案及び意匠、以下「特許」と称する）、商標、企業秘密、原産地・地理的表示の保護、植物新品種、半導体集積回路の回路配置のみならず、遺伝資源、伝統知識及び民間文芸をも含む。これは、綱要の1つ顕著なポイントである。

中国が世界貿易機関に加盟した後、学术界及び関連部門は遺伝資源、伝統知識及び民間文芸の保護について議論を尽くしてきた。議論における主流は、TRIPs 協議で設けている知的財産権の保護

基準は主に外国人の利益を保護するものであり、技術レベルが比較的低い中国にとってマイナスに影響する一方、遺伝資源、伝統知識及び民間文芸の分野において中国は比較的優位的地位にあるため、法律を成立してこれらの分野を積極的に保護すべきだ、というものである。他の多数意見として、遺伝資源、伝統知識及び民間文芸を積極的に保護することによって、中国は知的財産権保護の劣勢にある地位を挽回すると共に、中国の伝統資源の開発、民族文化の発展、中国国内の需要を喚起し、これにより中国特有の製品や文化の世界市場への参入を果たせるというものである。このような背景の下、綱要は遺伝資源及び民間民芸について比較的多くの紙面を割いた。

前記問題に関し、綱要はまず「立法重点」の部において遺伝資源、伝統知識及び民間文芸の保護の確実な遂行を強調した。そして「特定ミッション」の部において、遺伝資源、伝統知識及び民間文芸の保護に関する具体的な立法案の原則<sup>5</sup>を制定した。たとえば、遺伝資源の保護、開発及び利用制度の完備、遺伝資源の流失及び無秩序の利用防止であったり、遺伝資源の保護、開発及び利用のための協力及び調整、遺伝資源の取得及び利益分配のための合理的システムの構築であったり、遺伝資源提供者の同意及び知る権利の確保であったり、または、健全な伝統知識保護制度の構築であったり、伝統知識の整理及び伝承の助成、伝統知識の発展の促進であったり、伝統医薬の知的財産権管理、保護及び利用の協調体制の完備、伝統工芸の保護、開発及び利用の強化であったり、さらに、民間文芸の保護、民間文芸の発展の促進の強化であったり、民間文芸作品の発掘の強化、民間の文芸の保存者と後続創作者との間の合理的な利益分配制度の成立、関係者個人、団体の合法的利益の維持であったりする<sup>6</sup>。

2008年12月に改正された中国特許法では、遺伝資源の保護に関する規定が新たに設けられた。改正法の第5条第2項に、「法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得または利用し、かつ、当該遺伝資源に依存して完成された発明に対しては、特許権を付与しない。」と追加された。また、第26条に、「発明の完成が遺伝資源に依存したとき、出願人は特許出願の明細書に当該遺伝資源の直接ソースと原始ソースを明記しなければならない。出願人は遺伝資源の原始ソース等を明記できない場合、その理由を説明しなければならない。」

(第5項)と追加された。これによれば、特許明細書に遺伝資源の由来に関する開示は特許要件となったため、特許出願人が明細書において遺伝資源の由来について開示しなければ、当該特許権は拒絶もしくは無効にされうる。遺伝資源の由来の開示を特許出願人に求めたのは、特許出願人と遺伝資源の提供者との間に一定の利益分配について合意がされていることを要求するためである。今回の法改正により、遺伝資源及び伝統知識の保護が具体的な法律を通じて表されることになった。

特許法の改正の過程において、伝統知識の保護を遺伝資源の保護と同様にするという提案があった。つまり、伝統知識を利用して得た発明について特許出願する際には、その由来の開示義務を特許出願人に負わせるというものである。しかしながら、立法者は現時点において伝統知識の定義の外延が明確でないことと、その概念はまだ定まっていないことから、遺伝資源の保護のみについて規定を設けた。このように、綱要で規定された伝統知識の保護は関連する法律の成立を待つことになる。

特許法の改正とは別に、国家版權局は、「民間文学芸術保護条例」を積極的に起案している。1991年に施行された中国著作権法では、民間文芸作品

の保護は国务院が別途制定すると規定されていた。2001年に施行された中国著作権法でも同様な規定が設けられていた。しかしながら、行政当局の認識上の相違によって、民間文芸への保護条例の制定はいまだに完成されていない。2007年になり、民間文芸を保護する機運の高まりの中、国家版權局がやっと民間文芸保護の検討をはじめ、関係機関による会議を開き民間文芸保護条例を起案した。目下その条例は制作中で、予定では2009年(もしくはさらに遅い時期)に完成される見通しである。

知的財産権の客体について、綱要は原産地・地理的表示の保護にも言及した。原産地・地理的表示の保護に関して、国際的には米国と欧州との論争に代表される商標による保護方式及び専門法による保護方式がある。この論争は、TRIPs協定の制定過程においてのみならず、世界貿易機構のドーハ・ラウンドにおいても現れている。実際、地理的表示の保護に関しては中国国内でも同様な論争が行われている。地理的表示が商品に由来する観点からすれば、証明商標もしくは団体商標として商標登録出願し商標法による保護を求めることができる。一方、地理的表示が製品の品質、製品の標準(規格)を証明する観点からすれば、たとえば「地理的表示製品を保護する規定」<sup>7</sup>のような専門法による保護を求めることもできる。前記した2つの保護方式に対応する行政機関はそれぞれ商標登録を管轄する国家工商行政管理総局と地理的表示製品を管轄する国家質量監督検査検疫総局である。この両行政機関は、地理的表示の保護に関する議論を頻繁に行っている。

綱要を制定する過程においても、商標法による保護方式と専門法の制定による保護方式について両行政機関は激しい議論を交わした。地理的表示を商標として保護するべきだと主張する国家工商行政管理総局は自身が地理的表示の保護の主管部

門であるべきだと主張していたのに対し、地理的表示を製品の品質及び製品の標準の角度から保護を加えるべきだと主張する国家質量監督検査検疫総局も自身が地理的表示の保護の主管部門であるべきだと主張していた。公布された綱要によれば、地理的表示の保護の重点を国家質量監督検査検疫総局に置いたことが明らかになった。これは、綱要の第 32 条で地理的表示の保護制度の完備について規定すると共に、健全な地理的表示の技術標準体制の樹立に関する具体的な規定も設けたからであり、これを管轄しているのは国家質量監督検査検疫総局だからである。したがって、国家質量監督検査検疫総局は、製品の品質及び製品の標準の側面から地理的表示の保護責任を担うことになる。にもかかわらず、地理的表示を一種の証明商標もしくは団体商標として保護することもできるため、商標登録出願の方法を通じて商標法による保護を依然として求めることができる。

遺伝資源、伝統知識、民間文芸及び地理的表示以外に、綱要は著作権、特許、商標、企業秘密、植物新品種についても具体的な規定を設けた。たとえば、著作権については著作権の市場化の促進、仲介組織の役割の増強、著作権の利用方式の多様化及びインターネット上の著作権侵害への対応についての規定が設けられた。また、特許については標準技術に特許技術を組み入れる手続の規範化、特許審査手続の完備、特許品質の向上、特許の保護と社会公共利益との関係改善とこれによる特許権濫用防止に関する規定が設けられた。商標については、企業の商標戦略の実施の促進、商標の付加価値の増加、商標の知名度の向上、商標登録出願の審査効率の向上、商標登録出願の審査周期の短縮、審査の品質の保証に関する規定が設けられた。前記以外に、企業秘密については、市場経済の主体である企業経営者に対する法による企業秘

密管理の教育、他人の企業秘密への侵害行為に対する法による厳罰、そして、企業秘密の保護と職業選択の自由との関係の妥当な処理、企業秘密保持者の競業制限と人材の流動との関係の妥当な処理、従業員の合法的権利の維持に関する規定が設けられた。植物新品種については、新品種の育成、品種の創新活動成果の植物新品種権への転換、そして、資源の供給者、育成者、生産者、及び経営者との間の利益関係の合理的調整、農民の合法的権益の保護への留意に関する規定が設けられた<sup>8</sup>。

商標に関しては、綱要はさらに市場のルールを尊重し、馳名商標、著名商標、知名商品、有名ブランド製品及び優秀ブランド<sup>9</sup>の認定問題に言及した。これらは目下現れている問題に対する規定である。たとえば、行政事件及び訴訟事件において、行政及び司法によって認定された馳名商標は既に商標権者にとって広告のための道具と化しているため、ある種の不当競争の手段になってしまっている。また、地方政府が馳名商標取得を奨励することが追い風となり、企業の馳名商標を求め風潮が過剰化した。この現象に対して、学术界は反省を行い、馳名商標を新たに審査するように求めた。馳名商標の認定以外に、各地方政府及び関連機関の著名商標、知名商品、有名ブランド製品及び優秀ブランドに対する認定においても類似する問題があり、解決が待たれる。そこで、綱要は市場ルールを尊重することで馳名商標等の認定における問題の解決を求めているが、馳名商標の更なる増加を求めているわけではない<sup>10</sup>。

### 3. 知的財産権の行政執行

無形財産権の一種として、知的財産権は作品、技術、商業標識等を含むが、これらは公開されているため、第三者による権利侵害がされやすい。知的財産権への保護体制がなければ、知的財産権

が存在しないことに等しい。綱要は多くの紙面を割いて知的財産権への保護問題に言及した。例えば、綱要はこの先の5ヵ年戦略計画の目標の1つを、知的財産権保護の状況の明らかな改善、海賊、偽造・偽称などの侵害行為の明らかな減少、権利擁護コストの明らかな低下に設定している<sup>11</sup>。また、これらは綱要自身の戦略重点の一部でもある。その中には、法律の改正、司法による懲罰制度の増強、そして、権利擁護コストの削減、権利侵害の代価の引き上げ、侵害行為の有効的な抑制が含まれる<sup>12</sup>。

知的財産権の保護を強化するに当たって、知的財産権の所有者が誰に対して自分の権利を主張できるか、及びどんな法律手段によって救済されるかといった問題が発生する。この問題を解決するため、綱要は知的財産権の執行体制に、特にこの体制の発展方向について詳細な規定を設けた。

現在の中国には、知的財産権保護に関して行政と司法との2つの体系がある。行政機関による知的財産権の保護は2つの側面に現れる。第1側面は、行政管理機関がたとえば、海賊、偽造等のような社会公共利益に違反する行為を能動（主動）的に取り締ることである。一般的にこれを「主動的執行」と称する。第2の側面は、権利者が自分の権利が侵害されたときに法院（裁判所）に起訴する以外に、行政機関による取締りを求めることができることである。一般的にこれを「受動的執行」と称する。

2001年以前は、中国では行政部門が知的財産権の保護において重要な役割を果たしていた。当時の法律によれば、知的財産権の所有者は自分の権利が侵害されると、法院に起訴してもよいが、行政機関による取締りを求めてもよいとされていた。当時、行政機関に取締りを求める場合、特許及び商標行政管理部門は権利への侵害行為の有無を判

断することができる他、侵害行為を差し止め、侵害による損害賠償額を判定することができた<sup>13</sup>。1991年に頒布され施行された著作権法では、社会形勢の大きな変化の影響により、著作権に関する紛争を調停もしくは法院に起訴する方式によって解決することができると規定している<sup>14</sup>。ある意味では、行政機関は権利への侵害の有無の判断及び法律による救済付与の両方を担い、法院の機能を代行していた。このような状況は、当時知的財産権に関わる人材が行政機関に集中していたことに関連する。

しかし、2000年の特許法の改正及び2001年の商標法の改正後、前記状況が顕著に変化した。改正された特許法及び商標法とも、知的財産権者の要請に応じて行政機関は権利侵害行為を取り締る職能を留保したが、侵害行為によって生じる損害賠償額の決定をすることができなくなった。規定によれば、行政機関の主導で損害賠償額について当事者に協議させることができ、協議が不成立の場合もしくは一旦成立した協議の結果に納得しない場合、当事者は法院へ提訴しなければならない<sup>15</sup>。このように、受動的執行において行政機関の役割は以前より弱くなった。多くの権利者、特に特許権者が被告の侵害行為を差し止めるだけではなく、その行為による損害賠償も合わせて得たいと希望しているにもかかわらず、行政機関から損害賠償額の救済を得ることができなくなったため、多くの権利者は法院への直接起訴に切り替えた。このように、権利を維持する角度からみれば知的財産権保護の重心が行政から司法に移ったことになる。

知的財産権戦略の制定過程で、知的財産権の保護における行政機関の役割について全面的な検討が行われた。社会公共利益を維持するという行政機関の役割という観点から、海賊、偽造等の侵害行為を取り締る機能については、多くの専門家は行

政機関に留保すべきという意見で一致した。また多くの専門家は、行政機関のこの役割を更に強化しなければならないと主張している。例えば、行政管理と行政執行とを分離させ、行政執行部隊に海賊、偽造等の侵害行為の取締りに専念させる意見や、現在3つに分かれている行政機関の執行部隊を1つに統合してより強力な権利を与えることにより、更に効率よく海賊、偽造等の侵害行為の取締りをさせるべきという意見があった。その中、個人の権利を維持するため行政機関の受動的執行の利用を減らすべきだとの意見が主流となった。なぜならば、知的財産権者は自身の特許権、商標権もしくは著作権が侵害されたとき、自身の権利を保護するために自身が費用を負担し法院に起訴するべきであり、行政部門が公共の資源を用いて個人の権利もしくは利益を保護すべきではないという点は知的財産権が私権であることに合致するからである。

前記議論の結果に対して、綱要はその一部を原則として規定を設けたのに留めた。例えば綱要第9条では、司法による保護体制及び行政による法律執行体制の構築を強化し、司法による知的財産権の保護を主導的な保護方法とし、法律執行の効率及び水準を高めて、公共サービスの強化を期する、と規定した。この規定では、司法による保護の主動性を協調した一方、行政機関による執行も肯定し両者の重要性を併記している。これに対し、綱要が行政執行については行政執行部隊を併合させるという点に言及していなかったことから、この点に関しては今後の戦略執行の過程においてさらに明確化されることになる。行政執行に関する規定を設けた他に、綱要は行政管理の問題に関する規定を第9条に盛り込んだ。これによれば、知的財産権の行政管理体制の改革を進め権利及び責任を一体化させ、合理的な業務分担、科学的な決

定法、円滑な執行手順及び強靱な監督を備えた知的財産権の行政管理体制を構築すべきだと規定されている。

ここで注意すべきなのは、綱要第9条は知的財産権の行政執行及び知的財産権の管理体制についてそれぞれに規定したため、行政執行と行政管理との分離に含みを残したことになる。しかしながら、実務において如何に行政執行と行政管理との分離を実現させるかは依然として1つの研究課題である。

#### 4. 知的財産権の司法体制

20世紀80年代以後、中国の知的財産権に関する司法体制は長足の進歩を遂げてきた。当初、中国の法院は、知的財産権を専門とする数少ない法官（裁判官）を一箇所に集め、知的財産権に関する裁判の審理をさせながら知的財産権の審理における問題の研究に当たらせた。北京では知的財産権を専門とする法官の数が比較的が多かったため、まず、北京市中級人民法院及び高級人民法院が1993年に最初の知的財産審判庭を創設した。これに続き、最高人民法院、各省市自治区の高級人民法院、中級人民法院のほとんどが知的財産権審判庭もしくは合議庭を創設した。さらに、北京、上海、広州などの一部地域の基礎人民法院にも知的財産審判庭が創設された。このように、中国は、最初から知的財産権の事件を特殊事件として専門の審判庭による審理を行った。

2000年以後、中国の法院は、民事、行政及び刑事分離の方針に従い、改革を行った。各級の法院が審判庭を専門分野により命名することをやめ、専門別に分けた審判庭に対して調整を行ったため、各級の法院の中の知的財産審判庭は民事審判庭に統合され、知的財産に関連のある民事事件を審理することとなった。このように、知的財産権事件

が民事廷，行政廷及び刑事廷に分散させられたのみならず，その特殊性も薄められた。

2000年の司法改革は，ある程度知的財産権の専門性の度合いを低めたが，実社会においては知的財産権に関する事件は急増していた。国家の知的財産権保護の重視度が日増しに大きくなるにつれ，現有の司法体系を改革し，知的財産権を有効に保護するという課題が浮き彫りになった。これに対応して，国家知的財産権戦略の制定過程で，知的財産権の司法体制の改革について，広範囲に亘って深く議論がされた。最終的に公布された綱要は，主に以下の3つの点において議論の結果を反映した。すなわち，“三審合一”であり，知財（特許）控訴法院の設置であり，専利復審委員会及び商標評価委員会を準司法機関として認定することである。

“三審合一”について。知的財産権事件に関する審理には3種類がある。まず，一般的に知的財産権侵害事件は民事事件に属し，当事者は民事審判廷に提訴し相応した法律による救済を受ける民事審理である。次いで，たとえば，海賊や偽造行為など重大な知的財産権侵害事件については，その行為を行った者に対する刑事責任を求める刑事事件での刑事審理である。最後に知的財産権の成否にかかる行政機関による行政審理である。もし権利侵害が発生した場合，権利者が行政機関に提訴し，その行政機関の決定に不服の場合は法院に提訴することができる。一方で行政機関も，公共利益を害する事件を能動的に取り締ることができる。もし侵害被疑者が当該取締りの結果（行政決定）に不服とする場合には法院へ提訴することができる。これ以外に，専利復審委員会が特許出願の審理及び特許権の有効性について行った決定，及び，商標評価委員会が商標登録出願及び商標権の有効性について行った決定は，行政決定とみな

され，当事者が不服の場合は法院に提訴することが可能である。

互いに関連する事件をそれぞれ民事廷，刑事廷及び行政廷で審理する場合に，それぞれの審理の立脚点が異なるため，異なる結論になってしまう場合がある。たとえば，企業秘密に関する事件を例にすると，刑事廷の審理によって有罪との判決が下されたにもかかわらず，その後の民事廷の審理において，そもそも企業秘密が存在しないとの判決が出る場合もある。また，専利復審委員会及び商標評価委員会が出した決定に対して，当事者が自身にとって有利な判断を得るために，その控訴審の審判廷を民事廷にしたり，行政審判庭にしたりすることができる。一方の行政審判廷及び民事審判廷は，それぞれ異なる審理の立脚点から異なる判決を下す場合がある。このように互いに抵触する判決が出ることで司法の権威が損われることになる。国家知的財産権戦略の制定過程において，知的財産権事件に関して，民事事件であれ，行政事件であれ，刑事事件であれ，知的財産権審判廷によって統一審理されるべきだとの意見が多くの関係者から出た。いわゆる“三審合一”である。この提案によれば，法廷が知的財産権事件を審理する過程において，まず当該権利の有効性について審理をし，ついで権利の侵害の有無及び犯罪行為の成否を審理し，最後にどのような措置をとるのかを検討することができる。

これを受けて，綱要の第45条に「知的財産権の民事，行政及び刑事事件を統一に受理する知的財産権専門法廷の設立を研究する。」という一文が記載され，前記提案が肯定された。しかしながら，知的財産権の三審合一の実現には，訴訟法及び法院組織法上の問題の解決が不可欠であるため，一日二日で実現するものではない。よって，前記綱要の三審合一に関する規定の中に，「研究」という

二文字が入ったわけである。

ここで、特許権事件に関する控訴法院について検討する。特許権紛争事件は法律問題にのみならず具体的な技術問題にも及ぶため特殊な事件に属する。法院がこのような事件を審理する際には、まず技術問題を解決した上で法律問題の判断に移る。このような特殊性は、第一審法院のみならずその控訴法院にも非常に高度な専門知識が要求される。このような特殊性に鑑みて、1982年に米国は特許侵害事件の控訴を専門に審理する連邦巡回控訴裁判所を設立した。これに続き、1991年に英国もロンドンに、イングランド及びウェルズからの特許侵害事件を管轄する英国特許県裁判所（Patents County Court）を設立した。これによって、当事者が判決に対して不服であれば、中間にある高等法院を介さずに直接控訴法院に控訴できるようになった。1997年に、日本も特許権、登録実用新案、コンピュータソフトウェアに関する侵害事件の第一審を東京及び大阪の両地方裁判所に集約した。その後の2005年に、日本は特許、実用新案、コンピュータソフトウェア等の技術性事件の控訴を取り扱う知的財産権高等裁判所を設立した。この以外に、各国はこのような特殊な事件に対して、裁判所が技術問題への理解を助けるために、専門家証人、技術裁判官もしくは技術調査官制度をそれぞれ設けた。

中国は最初から知的財産権事件を特殊事件として扱ってきた。前述の通り、中国は特許紛争事件を特殊事件中の特殊事件とし、専門の裁判廷で審理させ、一部の中級法院に限って特許権紛争事件を審理させ、その控訴審も当該中級法院の上級法院である高級法院が管轄する。2004年に52箇所あった特許権侵害訴訟を扱う中級法院の数は2008年に71箇所に増えた。それでも300あまりある全国の中級法院の数からすればほんのわずか

である<sup>16</sup>。

特許権侵害訴訟の第一審は一部中級法院で扱われるが、特許権の控訴はそれらの中級法院を管轄する各省自治区の31の高級法院によって審理される。このように、特許権訴訟の審理が分散された状態になる。また、特許権紛争の控訴事件の審理が31箇所の高級法院において個別に行われ、適用する法律基準が不一致のため異なる判決が出るという結果になりうる。このような現状と世界的な特許権侵害訴訟を扱う専門法院の設立の動きとに鑑みて、知的財産権戦略を制定する過程で、特許権侵害訴訟を専門に扱う裁判廷の設立の必要性について十分な検討がされた。また、一部の専門家は、71の中級法院を特許権の侵害訴訟の第一審法院としていることが第一審の審理能力の分散を招いているので、第一審を扱うことができる中級法院をさらに集約し少なくするべきだと主張している。一方の特許権侵害訴訟の第二審については、控訴審を扱う法院を5つにする提案と1つにする提案とが専門家から出されている。

綱要では、第45条において、前記各種提案を肯定し、「特許等技術性が比較的高い事件の審理の管轄権を適宜に集約する問題を研究する」と規定した。特許権侵害訴訟専門法院の設立は、訴訟法や法院の組織法という他の法律にもかかわってくるので、短期間で解決できる問題ではない。よって、綱要は前記規定において「研究」という文言を使用している。これ以外に、綱要の第46条において、「知的財産権の高い専門性に対応して司法鑑定、専門家証人、及び技術調査等訴訟制度の設立及び完備を図る」と規定した。

三審合一及び特許権侵害控訴法院の設立に関する規定以外、綱要は専利復審委員会及び商標評価委員会の地位問題についても規定した。

中国現行法制度によれば、特許庁が下した拒絶



査定に不服とする特許出願人は専利復審委員会に拒絶査定に対する審判を請求することができる。専利復審委員会が拒絶査定を維持する審決を下せば、その審決を不服とする特許出願人は北京第一中級人民法院に提訴し、そして必要があればさらに高級人民法院に控訴することができる<sup>17</sup>。更に、専利復審委員会の審決は行政決定に属するため、法院はその決定の維持もしくは棄却のいずれかの判断しかできないため、これと異なる内容の判決を下したり、意見を述べてから差し戻すという判決を下したりすることはできない<sup>18</sup>。法院によって棄却された専利復審委員会の決定に係る事件につき、当の専利復審委員会は新たに決定を下さなければならない。特許出願人が再度不服の場合は前記と同様に北京第一中級人民法院に提訴もしくは北京高級人民法院に控訴することができる。このように、権利の獲得までに多くの手続を踏まなければならない、しかもこれらの手続が重複し、繰り返されるといふ問題がある。このような問題は商標登録出願においても見られる。

また、中国の現在の実務によれば、登録査定を受けた特許に対しては専利復審委員会のみがその登録査定が無効を決定することができる<sup>19</sup>。これによれば、ある特許権者が深セン市<sup>20</sup>中級人民法院に対し特許権侵害訴訟を提起し、その被告が当該特許権の無効審判を請求すると、深セン市中級人民法院はその侵害訴訟を中止して、復審委員会の審決を待つことになる。一方の専利復審委員会が下した審決を不服とする当事者は北京市第一中級人民法院に提訴し、そして必要があればさらに北京高級人民法院に控訴することができる。同様に、専利復審委員会の決定は行政決定に属するため法院は維持もしくは棄却の判決しかできない。もし法院がその審決を棄却すれば、専利復審委員会は更に新たな決定を下さなければならない。こ

の決定に対し当事者がさらに不服ならば再度北京第一中級人民法院に提訴し、そして必要があればさらに北京市高級人民法院に控訴することができる。一方、もし専利復審委員会及び法院が特許権を維持する決定及び判決が確定すれば、深セン市中級人民法院は特許権侵害訴訟を再開することができる。当事者がその侵害訴訟の判決を不服とする場合は広東省高級人民法院に控訴することになる。このように特許権の無効の決定に至るまでには複雑かつ重複する手続が多く存在するだけでなく、同じ手続が繰り返される問題が生じ、その結果肝心な侵害訴訟の判決を遅らせてしまうことになる。このような問題は商標権の侵害事件においても見られる。

前記問題点を鑑みて、知的財産戦略の制定の過程で権利を確認する手続を減らす方法について十分な検討が行われた。その結果、専利復審委員会及び商標評価委員会を准司法機構と規定し、当事者が両委員会の審決を不服とする場合は、北京第一中級人民法院を経ずに直接北京高級人民法院に控訴することを可能にするという提案が出された。このようにすれば、特許出願もしくは商標登録出願の審理においてだけでなく、特許権の無効審判もしくは登録商標の無効審判においても、北京第一中級人民法院を介す必要がなくなり、それに対応して専利復審委員会及び商標評価委員会が下した審決は法院による第一審の判決に相当することになる。

前記問題について、綱要は「特許と商標の権利確定や権利付与手続きを改革し、特許の無効審判ならびに商標の審理評価機構を準司法的機構に転換させることを検討する」、という規定を設けた。前記と同様に、専利復審委員会及び商標評価委員会を准司法機構とするには、訴訟法、特許法及び商標法等に絡む問題が多いため、綱要は「改革」

や「研究」などの文言を選んだ。

## 5. 結論

国家知的財産権戦略の制定及び実施は、ただの法律マターではなく、経済発展のモデルの遷移に関わり、さらに全社会の知的財産権に対する意識の向上にも及ぶ。今日、中国の経済発展モデルが遷移しつつある中、市場経済の主体たる企業経営者たちがやっと知的活動の重要性を認識し始めた。また、後の絶たない模倣行為や海賊行為、頻繁に起こる著作権への侵害行為及び特許権や商標権への侵害行為は、全社会の知的財産権への認識の薄さを物語っている<sup>21</sup>。したがって、効率よく国家知的財産権戦略を実行するには、環境整備が待たれる。

この観点から出発すると、「国家知的財産権戦略綱要」の頒布及び実施は、中国社会がイノベーションを重視し、知的活動の成果を重視する段階に入ったことを意味する。他の要素の制限によって、綱要の頒布及び実施が短期間で知的財産の創出、利用、保護及び管理の各方面における根本的な問題の解決につながるわけではない。立法及び司法レベルのみならず、行政管理及び学術研究のレベルにおいても、数多くの問題の解決が待たれている。われわれはこの現実を冷静に受け止めなければ

ならない。

## 注)

- 1 ここでいう「部」は日本の「省」に相当し、たとえば、国务院の所属する「外交部」は日本の外務省に相当する。
- 2 中国国家知識産権サイト (www.sipo.gov.cn) を参照
- 3 2002年に公布された「日本の知的財産戦略大綱」との違いを明確にするために、「綱要」とした。
- 4 「家知的財産権戦略綱要」の序言を参照
- 5 綱要の第8条を参照
- 6 綱要の第33条、第34条及び第35条を参照
- 7 当該規定は2005年6月に国家質量監督検査検疫総局によって頒布された
- 8 綱要第16条乃至31条を参照。
- 9 馳名商標とは日本の著名商標に相当し、著名商標とは日本の周知商標に相当する。知名商品、有名ブランド製品、及び、優秀ブランドは中国地方政府が独自に設定した基準による認定である。
- 10 綱要第24条を参照。
- 11 綱要第7条を参照。
- 12 綱要第13条を参照。
- 13 1983年及び1993年の中国商標法第39条、1985年特許法第59条、1992年特許法第60条を参照。
- 14 1991年の著作権第5章を参照。
- 15 2000年の特許法第57条、2001年商標法第53条を参照。
- 16 中国の各級法院にある知的財産審判庭の情報を中国知識産権保護サイト (<http://www.chinaiprlaw.cn>) を参照
- 17 中国の民事訴訟法によれば、中国の二審性制を採用している。
- 18 最高人民法院知的財産庭が中国科学院知的財産センターへのある書簡にこの鑑定を述べている。
- 19 中国特許法第45条
- 20 香港に隣接し中国南にある沿海都市。
- 21 綱要の第7条、第15条、第63条及び第64条等の条文において、知的財産権の意識及び知的財産権の概念の樹立に言及した。